

事務局組織運営規則 新旧対照表

事務局組織運営規則（現行）	事務局組織運営規則 改正案	備考
<p style="text-align: center;">事務局組織運営規則</p> <p>（目的） 第1条 この規則は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）の定款第43条第5項の規定に基づき、本協会の事務局の組織及び運営に関して必要な事項を定め、事務局の健全な運営を図ることを目的とする。</p> <p>（事務局の組織） 第2条 本協会の事務局に、部及び室を置く。 2 部及び室内に業務グループを設置することができる。 3 事務局直下に特定業務に従事する実行本部、プロジェクト等を設置することができる。</p> <p>（職員） 第3条 事務局に次の職員を置く。 （1）事務総長 （2）その他の職員 2 前項の職員とは、雇用契約者及び出向者をいう。 3 部及び室の事業状況に合わせ、業務委託者、派遣職員を配置することができる。 4 雇用、出向、業務委託等に関する手続、決裁に関する事項は会長が別に定める。</p> <p>（役職） 第4条 事務局に事務総長、部長、室長、副部長、グループ長等を組織管理者として置く。 2 前項のほか、事務局業務の実施にあたり必要があると認めるときは、職員に對外呼称を定めることができる。</p> <p>（事務総長） 第5条 事務総長は、事務局の事務を統括する。</p>	<p style="text-align: center;">事務局組織運営規則</p> <p>（目的） 第1条 この規則は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）の定款第43条第5項の規定に基づき、本協会の事務局の組織及び運営に関して必要な事項を定め、事務局の健全な運営を図ることを目的とする。</p> <p>（事務局の組織） 第2条 本協会の事務局に、部及び室を置く。 2 部及び室内に業務グループを設置することができる。 3 事務局直下に特定業務に従事する実行本部、プロジェクト等を設置することができる。</p> <p>（職員） 第3条 事務局に次の職員を置く。 （1）事務総長 （2）その他の職員 2 前項の職員とは、雇用契約者及び出向者をいう。 3 部及び室の事業状況に合わせ、業務委託者、派遣職員を配置することができる。 4 雇用、出向、業務委託等に関する手続、決裁に関する事項は会長が別に定める。</p> <p>（役職） 第4条 事務局に事務総長、部長、室長、副部長、グループ長等を組織管理者として置く。 2 前項のほか、事務局業務の実施にあたり必要があると認めるときは、職員に對外呼称を定めることができる。</p> <p>（事務総長） 第5条 事務総長は、事務局の事務を統括する。</p>	

<p>2 事務総長は、会長が理事会の承認を経て任免する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第6条 部長又は室長は、部又は室の最高管理者として、それぞれの部又は室の所掌事務を処理する。</p> <p>2 副部長は、部長又は室長を補佐し、部又は室の所掌事務を処理し、部長又は室長が欠けたとき並びに部長又は室長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>3 グループ長は、部長又は室長を補佐し、部又は室の所掌事務を処理し、部長又は室長が欠けたとき並びに部長又は室長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>4 その他職員は、上司の命を受けて、それぞれの所掌事務を処理する。</p> <p>(職員の任免と職務)</p> <p>第7条 職員の任免は、会長が行う。</p> <p>2 職員の職務は、会長の承認を経て、事務総長が指定する。</p> <p>3 役職の任命については、原則以下のとおりとする。</p> <p>(1) 部長又は室長は、経営・専門職Ⅰ以上の資格保有者の中から任命することができる。</p> <p>(2) 副部長は、経営・専門職Ⅰ以上の資格保有者の中から任命することができる。</p> <p>(3) グループ長は、経営・専門職Ⅰ以上の資格保有者の中から任命することができる。</p> <p>4 昇格、降格については、会長が、専務理事、事務総長、管理部からの提案を受け、職員の勤務成績及びその他勤務遂行能力の実証により選考の上、昇格、降格を決定する。</p> <p>5 外部法人への出向を含む配置転換に関する事項は、会長が別に定める。</p> <p>(改廃)</p> <p>第8条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。</p> <p>(細則)</p> <p>第9条 この規則に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(附則)</p> <p>第10条 この規則は、2017年4月13日から施行する。</p>	<p>2 事務総長は、会長が理事会の承認を経て任免する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第6条 部長又は室長は、部又は室の最高管理者として、それぞれの部又は室の所掌事務を処理する。</p> <p>2 副部長は、部長又は室長を補佐し、部又は室の所掌事務を処理し、部長又は室長が欠けたとき並びに部長又は室長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>3 グループ長は、部長又は室長を補佐し、部又は室の所掌事務を処理し、部長又は室長が欠けたとき並びに部長又は室長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>4 その他職員は、上司の命を受けて、それぞれの所掌事務を処理する。</p> <p>(職員の任免と職務)</p> <p>第7条 職員の任免は、会長が行う。</p> <p>2 職員の職務は、会長の承認を経て、事務総長が指定する。</p> <p>3 役職の任命については、原則以下のとおりとする。</p> <p>(1) 部長又は室長は、経営・専門職Ⅰ以上の資格保有者の中から任命することができる。</p> <p>(2) 副部長は、経営・専門職Ⅰ以上の資格保有者の中から任命することができる。</p> <p>(3) グループ長は、経営・専門職Ⅰ以上の資格保有者の中から任命することができる。</p> <p>4 昇格、降格については、会長が、専務理事、事務総長、経営企画部からの提案を受け、職員の勤務成績及びその他勤務遂行能力の実証により選考の上、昇格、降格を決定する。</p> <p>5 外部法人への出向を含む配置転換に関する事項は、会長が別に定める。</p> <p>(改廃)</p> <p>第8条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。</p> <p>(細則)</p> <p>第9条 この規則に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(附則)</p> <p>第10条 この規則は、2017年4月13日から施行する。</p>	<p>・ 管理部を経営企画部に変更</p>
---	---	------------------------------

<p>(改正) 2017年12月7日(2018年1月1日施行) 2018年5月17日 2018年7月26日(2018年9月1日施行)</p>	<p>(改正) 2017年12月7日(2018年1月1日施行) 2018年5月17日 2018年7月26日(2018年9月1日施行) <u>2018年9月13日</u></p>	
--	--	--